

年末の交通安全県民運動

12月1日(日)から12月10日(火)まで、年末の交通安全県民運動が実施されます。運動重点は、次の3点です。

- 歩行者の交通事故防止と交通ルール遵守の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

年末は、師走特有の慌ただしさから、運転者や自転車利用者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。また、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、視認性の悪い日没後の時間帯と職場や学校等からの帰宅時間帯が重なり、夕暮れ時から夜間の交通事故の危険性が高まります。

自転車を運転する機会の多い皆さんは、交通事故を防ぐために、早めのライト点灯や反射材の活用を心掛けることが大切です。また、急いだり慌てたりすることがないように、余裕をもった出発時刻の設定も大切です。さらに、道路交通法が改正され、11月1日から自転車運転中における携帯電話使用等(ながらスマホ)について、罰則が強化されています。この機会に、自転車の交通ルール遵守について、自己点検をしてほしいと思います。

生徒も保護者の皆様も、安全第一で過ごしてほしいと願っています。

飲酒運転 四(し)ない 運動を徹底しよう!

運転者は
 ◆運転するなら酒を飲まない。
 ◆酒を飲んだら運転しない。
 家族・地域では
 ◆運転する人に酒をすすめない。
 ◆酒を飲んだ人に運転させない。

「ハンドルキーパー等」は、飲酒運転で発生した交通事故の約8割を占める。飲酒運転は、命を失う危険な行為です。飲酒運転を撲滅するために、全国で「四(し)ない」運動を展開しています。

令和6年11月1日 道路交通法改正
自転車運転中の罰則が強化されました!

自転車運転中における携帯電話使用等について
 主に交通事故を生じさせるなど、交通の妨げを及ぼした場合は、
 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
 上記以外で、手で携帯電話等を保持して、運転や表示された標識を注視した場合
 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

自転車運転中の酒気帯び運転等について
 運転者、車両関係者
 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 結果者、酒類提供者
 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は、自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度
 ～危険行為をくり返す自転車運転者が対象～

| 講習無視 | 指定場所一時不停止 | 酒酔い酒気帯び | 安全運転義務違反 | 等 |
|---|--------------------------------|---------------------------|----------|---|
| | | | | |
| 自転車運転者講習制度の対象 講習の受講 講習手数料 6,000円 | 自転車運転者が危険行為をくり返す ＊3年以内に2回以上 | 公安委員会が自転車運転者に講習を受けようとする旨を | | |

※講習の対象となる危険行為：信号無視や一時不停止、酒酔い酒気帯び、安全運転義務違反、ながらスマホ運転など

【県作成ちらし(裏面)】

赤い羽根共同募金 兼 校内あいさつ運動

今週11月26日(火)・27日(水)・29日(金)、生徒会の企画で、「赤い羽根共同募金 兼 校内あいさつ運動」が行われています。



暁中生のよいところの一つに、「あいさつがしっかりできる」ということがあります。あいさつは、コミュニケーションの第一歩です。気持ちのよいあいさつで一日をスタートさせ、充実した毎日を過ごしてほしいと思います。